

令和 6 年 1 2 月 2 日
総 務 部 経 理 課

契約制度の改正について

1 改正の目的

総合評価落札方式における低入札価格での入札を抑制し、適正価格での受注促進を図る。

2 総合評価落札方式における価格点計算方法の見直し

以下のとおり変更する。

(変更前) $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

(変更後)

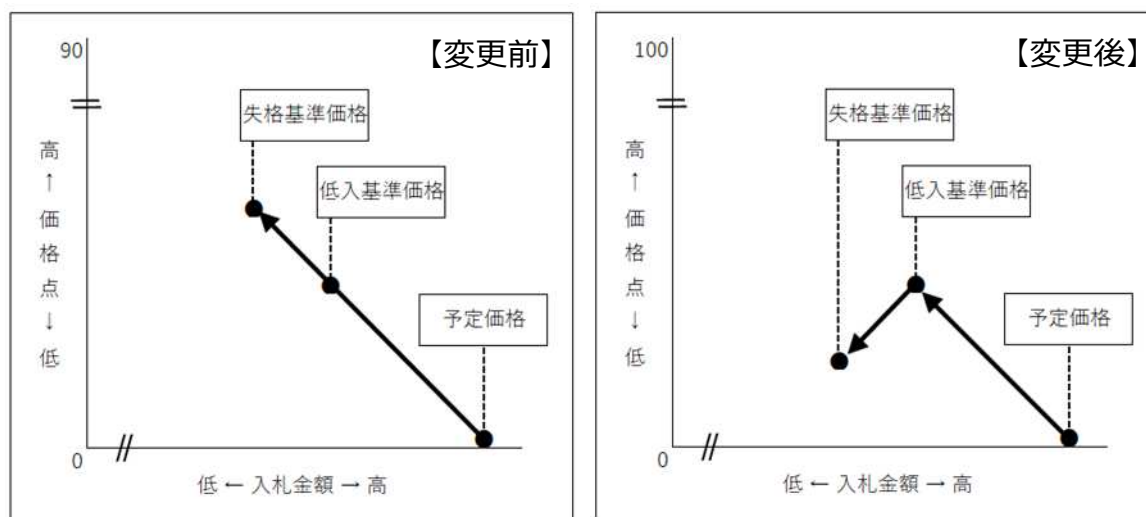
低入札基準価格以上の場合： $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

低入札基準価格未満の場合：

低入札基準価格の価格点 $- \{ 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - \text{低入札基準価格の価格点} \}$

※低入札基準価格未満で入札した場合の算定式を追加し、同時に価格面での競争性確保のため算出係数を 90 から 100 に引き上げる。

(価格点計算方法イメージ)



3 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事から実施する。